

長建協発第493号
平成26年1月29日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、破棄物焼却施設における解体作業の事業者が講ずべき基本的な措置については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け基発第401号）に定められておりますが、この度、厚生労働省労働基準局より焼却炉をあらかじめ取り外した上で、定常的な処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う際の取り外し作業が不適切に行われることによる、労働者へのばく露や運搬時の汚染物の飛散防止等を内容とする標記要綱の改正が行われました。

つきましては、同改正について、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。